

## あきる野市競争入札参加有資格者指名停止基準

### (目的)

第1条 この基準は、あきる野市における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、あきる野市長（以下「市長」という。）が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者等をいう。以下同じ。）に対する指名停止等（次条に定める措置をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (措置の範囲)

第2条 この基準に基づく措置は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実を発生させた場合は、当該有資格者について指名停止を行うものとする。また、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。
- (2) 最低制限価格、調査基準価格、予定価格、入札参加者名、入札参加者数、指名業者名、指名業者数、仕様書、総合評価における評価点、落札率（予定価格非公表案件に係るもの）など、当該情報がその時点では公にされていない契約事務に係る情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うものとする。
- (3) 有資格者があきる野市契約における暴力団等排除措置要綱（平成22年あきる野市通達第37号）第2条第3号に規定する暴力団等に該当する場合は、当該要綱に基づき措置を行うものとする。

### (手続等)

第3条 市長は、別に定めるあきる野市競争入札等審査委員会（以下「委員会」という。）の審査を経て、指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、有資格者が別表の1又は4の(1)に該当するときその他特に必要があるときは、当該有資格者について、委員会の審査を経ることなく、指名停止を行うことができる。

2 指名停止が行われたときは、市長は、その期間が満了するまで、当該有資格者に対して次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請及び希望申請の受付
- (2) 競争入札参加資格確認結果の通知、指名通知又は随意契約における競争見積依頼
- (3) 落札決定又は採用決定

3 指名停止期間中の有資格者が、現に前項各号に掲げる事項のいずれかを行っているときは、当該有資格者の以降の契約手続への参加を認めないものとする。

4 市長は、指名停止期間中の有資格者が、市が発注する工事、委託等の一部を下請し、又は受注することを承認してはならない。

### (対象の特例等)

第4条 別表の2又は3の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

- (1) 資本金が20億円以上かつ従業員が1,500人以上であって、例えば土木部、建築部等のように、部門ごとの責任体制が社内で明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行役員を含む。）を充てている場合
  - (2) 部門別格付及び社内責任体制の在り方を総合的に勘案して、前号の規定に準じると認められる場合
- 2 別表の2、3又は4の(6)の措置要件により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、元請負人に対する指名停止に加えて、当該下請負人に対して、元請負人の指名停止期間の範囲内で指名停止を行うものとする。
  - 3 別表の4の(1)又は(2)の措置要件により指名停止等の対象となる有資格者又は指名停止等の措置を受けた有資格者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合又は指名停止等の対象となる有資格者の一部若しくは指名停止等の措置を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ措置要件により移行先の有資格者に対しても指名停止等を行うことができる。
  - 4 市が発注した契約において、別表の4の(1)の措置要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が逮捕又は起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員又は使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。
  - 5 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止を行うものとする。
  - 6 事業協同組合等に対し、指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である構成員に対しても、指名停止を行うことができる。
  - 7 前2項の規定により構成員について指名停止を行うときは、明らかに当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

(期間)

- 第5条 有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。
- 2 有資格者が一つの事案により別表に掲げる措置要件の二つ以上に該当した場合は、最も長い期間となる措置要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。
  - 3 既に指名停止期間中の有資格者が、別表に掲げる措置要件に該当することになった場合は、その時点から重複して、当該措置要件に定める期間について指名停止を行うものとする。この場合、指名停止期間算定に当たり、別表に定める期間の範囲内で加算することができる。
  - 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。
    - (1) 有資格者が、別表の1、3又は4に掲げた措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び、それぞれの措置要件に該当することとなったとき。
    - (2) 別表の4に該当する場で、当該違反行為において有資格者である個人又は法人

の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたとき、又は当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

- (3) 有資格者が、別表の7の措置要件に係る指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、再び、当該措置要件に該当したとき。
  - (4) 有資格者が、同時期に、複数の措置要件に該当するとき、又は同一の措置要件に該当するものが複数あるとき。
  - (5) その他特に必要であると認められるとき。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。
- (1) 別表の2又は3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。
  - (2) その他特に必要があると認められるとき。
- 6 悪質な事由、しんしゃくすべき事由等がある場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。
- 7 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認めるときは、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 8 前条第2項の規定による下請負人の指名停止の期間は、元請負人の指名停止の期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。
- 9 第9条の規定による報告等を怠った場合は、当該有資格者に対して、別表に定める期間の範囲内で、指名停止期間の変更を行うことができる。
- 10 別表の1の措置要件において、公訴時効期間経過後に係るものについては、指名停止期間は同表に定める期間のそれぞれ2分の1とする。
- 11 指名停止期間が1月に満たない場合は、1月とする。

(通知)

- 第6条 第2条第1号又は第4条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 2 前条第7項又は第9項の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 3 第8条の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 4 第2条第1号又は第2号の規定により注意の喚起を行うときは、当該有資格者に対し遅滞なく、通知するものとする。
- 5 前各項の通知を受けた者は、市長に対して通知内容についての説明を求めることができる。
- 6 前項の説明を求められたときは、市長はこれに応じなければならない。

(公表)

- 第7条 第2条第1号又は第4条の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。
- 2 第5条第7項又は第9項の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、前項の公表内容を変更する。

3 次条の規定により指名停止を解除したときは、公表を取りやめる。

(解除)

第8条 指名停止期間中の有資格者が、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者に係る指名停止の解除を行うものとする。

(報告等)

第9条 別表の4の(1)又は(2)の措置要件により指名停止等の措置を受けた者が、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、指名停止等の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、当該有資格者から遅滞なく、届け出させるものとする。

2 市が発注した契約において、別表の4の(1)の措置要件に該当する場合、当該逮捕又は起訴から遅滞なく、当該有資格者に役員の兼職について報告させるものとする。

(指名停止の特例)

第10条 市長は、指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約を締結することができる。

(準用)

第11条 地方自治法施行令第167条の2における契約を締結するための登録をした者(以下「随意契約業者」という。)が別表に掲げる措置要件に該当する場合については、第3条、第4条第3項、第5条から前条まで(第5条第8項及び第9条第2項を除く。)の規定を準用する。この場合において、「有資格者」とあるのは「随意契約業者」と、「一般競争入札又は指名競争入札」とあるのは「随意契約」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年6月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第5条、第9条、第11条関係）

措置要件	期間
1 贈賄	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者があきる野市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	1 2月以上2 4月以内 （標準2 4月）
イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）でアに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）	9月以上2 4月以内 （標準1 8月）
ウ ア又はイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）	6月以上1 8月以内 （標準1 2月）
(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都の区域内におけるあきる野市以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	6月以上1 8月以内 （標準1 2月）
イ 一般役員等	4月以上1 2月以内 （標準9月）
ウ 使用人	3月以上9月以内 （標準6月）
(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内におけるあきる野市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上1 2月以内 （標準9月）
イ 一般役員等	3月以上9月以内 （標準6月）
ウ 使用人	1月以上5月以内 （標準3月）
(4) 次のア、イ又はウに掲げる者が、(2)及び(3)の区域外におけるあきる野市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕又は起訴を知った日から
ア 代表役員等	4月以上1 2月以内 （標準9月）
イ 一般役員等	1月以上6月以内 （標準4月）
ウ 使用人	1月以上3月以内 （標準2月）
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等	
(1) あきる野市発注の契約履行上の事故の場合	
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、又は広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的及び経済的に損失が大きい	2月以上6月以内 （標準4月）

<p>い場合</p> <p>イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、又は事故周辺の公衆が被害を受けた場合</p> <p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者又は多数の負傷者を出した場合</p> <p>(2) (1) のあきる野市発注の契約以外の契約において事故を発生させ、公衆又は従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に損失が著しく大きい場合</p> <p>(3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反の容疑により起訴された場合</p>	<p>1月以上3月以内 （標準2月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p> <p>1月以上5月以内 （標準3月）</p> <p>1月以上3月以内 （標準2月）</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p> <p>(1) あきる野市発注の工事契約並びに設計、測量、地質調査及び工事監理業務の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合</p> <p>(2) あきる野市発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合</p> <p>(3) その他あきる野市発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合</p>	<p>1月以上12月以内 （標準6月）</p> <p>1月以上12月以内 （標準9月）</p> <p>1月以上6月以内 （標準3月）</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p> <p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又は使用人が、談合又は競売入札妨害で刑法又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反した容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア あきる野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ あきる野市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p> <p>(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反（(1)の場合を除く。）し、契約の相手方として不适当であると認められる場合</p> <p>ア あきる野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ あきる野市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p> <p>(3) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反（契約に関わるもの）し、契約の相手方として不适当であると認められる場合</p> <p>ア あきる野市発注の契約に関するもの</p> <p>イ あきる野市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p> <p>ウ イの区域外のもの</p> <p>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土</p>	<p>逮捕又は起訴を知った日から</p> <p>9月以上24月以内 （標準18月）</p> <p>4月以上18月以内 （標準9月）</p> <p>2月以上10月以内 （標準5月）</p> <p>7月以上24月以内 （標準14月）</p> <p>3月以上14月以内 （標準7月）</p> <p>2月以上8月以内 （標準4月）</p> <p>3月以上12月以内 （標準6月）</p> <p>2月以上12月以内 （標準4月）</p> <p>1月以上6月以内 （標準2月）</p>

<p>交通大臣又は都道府県知事から営業停止処分を受けた場合 ア あきる野市発注の契約に関するもの</p>	3月以上9月以内 (標準4月)
<p>イ あきる野市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	2月以上6月以内 (標準3月)
<p>ウ イの区域外のもの</p>	1月以上3月以内 (標準2月)
<p>(5) 有資格者である個人、法人及びその法人の役員又は使用人が、契約に関わる法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで起訴された場合 ア あきる野市発注の契約に関するもの</p>	3月以上12月以内 (標準6月)
<p>イ あきる野市発注の契約を除く関東地方におけるもの</p>	2月以上12月以内 (標準4月)
<p>ウ イの区域外のもの</p>	1月以上6月以内 (標準2月)
<p>(6) (1) から(5) までに掲げる場合のほか、有資格者である個人、法人及びその法人の役員又は使用人が法令違反の容疑等により逮捕又は起訴された場合で、社会的信用を著しく失墜したと認められる場合</p>	1月以上9月以内 (標準2月)
<p>5 入札参加における虚偽記載等 あきる野市発注の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加資格確認資料その他提出資料などに虚偽の記載(電子入札での虚偽の入力を含む。)をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	1月以上9月以内 (標準3月)
<p>6 入札参加資格申請における虚偽申請 あきる野市の競争入札参加資格申請において、申請に虚偽の入力又は添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	1月以上12月以内 (標準6月)
<p>7 不誠実な行為 あきる野市発注の契約に係る一般競争入札若しくは指名競争入札において落札者と決定された者又は随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p>	1月以上12月以内 (標準6月)
<p>8 その他不正な行為 (1) 厳格管理情報を不正に入手した場合</p>	3月以上12月以内 (標準6月)
<p>(2) 第2条第1号又は第2号の規定による注意を受けた場合(前回の注意から1年以内に2回以上の注意を受けた場合、2回目から対象)</p>	1月以上12月以内 (標準1月)
<p>(3) 4及び7に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p>	1月以上12月以内